

介護支援専門員対象

無料法律相談事業

利用者の支援、法律の専門家による助言は不可欠です！



相談方法

- 1) 支部長に相談内容を連絡下さい。
- 2) 担当弁護士より書面で助言を頂きます。
- 3) 相談内容に応じて、直接面談頂きます。

(本事業は、原則、大阪介護支援専門員協会の会員に限定しますが、支部長が認めた場合は非会員も利用できます)

相談内容

- ・高齢者虐待
- ・経済的な問題
- ・認知症の身上監護
- ・介護に関する責任の範囲
- ・ハラスメント 等

堺ブロック担当：泉田健司 弁護士
中尾太郎 弁護士

(所属：高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」)